主文原判決中原告A、同B、同C、同D、同E、同F、同Gに関する部分を取消

す。 二 右原告らの本訴請求中、被告が原告Aに対して昭和三五年七月九日付でなした 一カ月間俸給月額の一〇分の一の減給処分、被告が原告B、同C、同D、同E、同 F、同Gに対して昭和三五年七月九日付でなした各戒告処分の不存在確認を求める 部分および右各処分の無効確認を求める部分はいずれも棄却する。

右原告らの本訴請求中、右各処分の取消を求める部分はいずれも却下する。 被告の原告日に対する控訴を棄却する。

五 原告I、同J、同K、同L、同M、同N、同O、同P、同Q、同R、同S、同T、同U、同Vの各控訴はいずれも棄却する。

訴訟費用中、原告I、同J、同K、同L、同M、同N、同O、同P、同Q、同 R、同S、同T、同U、同Vの各控訴によつて生じた費用は同原告らの、被告の原告Hに対する控訴によつて生じた費用は被告の各負担とし、原告A、同B、同C、同D、同E、同F、同Gと被告との間に生じた費用は、第一、二審共同原告らの各 負担とする。

## 第一 当事者の求めた裁判

被告訴訟代理人は、控訴の趣旨として「原判決中原告A、同H、同B、同C、 同D、同E、同F、同Gに対する各懲戒処分が不存在であることを確認した部分は これを取消す。

右原告らの請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審共原告らの負担とする。」との判決を求め、その余の原告の各控訴に対し「本件控訴を棄却する。控訴費用は原告らの負担とする。」との判決を求めた。

二 原告I、同J、同K、同L、同M、同N、同O、同P、同Q、同R、同S、同T、同U、同Vの訴訟代理人は、控訴の趣旨として「原判中右原告らに関する部分 を取消す。被告が右原告らに対して昭和三五年七月九日付でなした各訓告処分はい ずれも存在しないことを確認する。仮に、右請求が認められないときは、右処分はいずれも無効であることを確認する。仮に、右いずれの請求も認められないときは、右各処分を取消す。訴訟費用は第一、二審共被告の負担とする。」との判決を求め、その余の原告訴訟代理人は、被告の控訴に対し、控訴棄却の判決を求めた。 当事者の主張

当事者双方の主張は、次のとおり附加、訂正するほか、原判決事実摘示のとおり であるから、これを引用する。

原告I、同J、同K、同L、同M、同N、同O、同P、同Q、同R、同S、同 同U、同V

訓告処分は実質的な懲戒処分であつて、右処分によつて原告らが法律上および事実上の不利益を受ける以上、当然訴の対象となる。すなわち、

1 懲戒処分は、職場の秩序維持を目的とするいわゆる秩序罰であつて、当該職員の有責行為に対する一定の非難である。そして、戒告処分は、ある行為に対して注意を喚起し心理的な強制を企図することを目的とするものであるから、保護される べき法律上の利益の本体は人格権にあるといわねばならず、昇給延伸等の経済的不 利益は、戒告処分の本体的効果ではなく附随的な効果にすぎない。

したがつて、訓告と戒告とは、その用語はともかくとして、実質的に当該職員の 行為を非難し、心理的強制を加え、名誉信用を害する点において全く差異が認めら れない以上、訓告は戒告と同様それ自体に直接の法的効果が存するのであつて、行 政事件訴訟法三条二項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当

がまた、附随的効果としての経済的不利益の点においても、訓告を受けたことは昇給欠格判定基準の重要な資料とされるのであるから(甲第二号証等)、訓告と戒告とはその量的な面で若干の差異があるとしても、質的な差異は全く存在せず、将来 昇給延伸される危険性は何等変りはない。

2 懲戒処分は職員に科せられる制裁であり、これによつて当該職員は何等かの職 務上の不利益を受け、人格権を害せられるものであるから、法律が明文をもつて懲 戒処分の種類を限定している(国家公務員にあつては国家公務員法八二条)以上、 その規定にないような懲戒処分を科することは法の容認するところではない。した がつて、仮に訓告が適法に存在するものと解するならば、それは法的にも当然懲戒 処分としての戒告と同視しなければならないのであつて、訓告という用語にとらわ れて訴の利益がないということはできない。

二 原告全員

(二) 被告の、原告H、同Aに対して処分書等の有効な交付があつたとの主張は争う。原告Hについては、その家族が同原告に対する処分書等の入つた郵便物の配達人の来訪を受けたことはなく、家族がその一員について転居先不明と返事することはないし、返戻されたという昭和三五年(以下同じ)七月二〇日は、すでに配達された処分書等を回収して職業安定課庶務係長Wのところへ提出することに決つていたから、同原告のところへ配達されたのであれば、これを受領している筈である。また、原告Aについても、Gは組合の分会長として受領を拒否したもので、当時両名の間には何等特別の関係はない。

この点に関するZの診断意見は信用できない。

3 懲戒処分の取消については何等の明文がないから、書面の交付を要するものではなく、何等かの方法で被処分者に告知されれば足りる。

また、確認書が組合代表者を名宛人としているのは、懲戒処分が被処分者はもとより、労働条件の基本的部分に関する問題であるため、労働組合が交渉をもち、組合員を代理して取決めをなすことは当然であるから、全労働兵庫県職安支部長Aが被処分者である組合員を代理して処分取消の意思表示を受領したものである。

4 懲戒処分の取消は、該処分に瑕疵がある場合に限らない。

また、懲戒処分をするかどうか、懲戒処分のうちいずれを選択するかは懲戒権者 の裁量に任されているのであるから、その取消も懲戒権者の裁量に委ねられている と解することは当然である。

懲戒処分は行政処分の一種であつても、一般の行政処分とは本質を異にし、国家と人民間における国家行為の権威とか、適法性の推定とか、行政処分の公定力なる概念は、懲戒処分とは無縁のものである。

三 被告

被告の主張は別紙一および二記載のとおりである。

四 原判決の訂正

原判決一一枚目裏九行目の「兵庫県商工部」を「兵庫県商工労働部」と改める。 第三 当事者の証拠関係(省略)

理 由

第一 本件訓告処分についての判断

当裁判所も、本件訓告処分は行政事件訴訟法三条二項にいわゆる「行政庁の処分

その他公権力の行使に当たる行為」に該当せず、原告 I ら訓告処分を受けた一四名の原告の各訴はいずれも不適法であると考えるものであつて、その理由は、次のとおり附加するほか原判決説示(理由一)のとおりであるから、これを引用する。(なお、理由第一において原告らというときは、本件訓告処分を受けた原告 I ら一四名の原告を指す。)

一 原告らは、訓告も一種の懲戒処分であつて、それ自体直接法的効果が存在し、 それを基礎にして昇給延伸等身分上の不利益取扱をなされるおそれがあるから、戒 告とは若干の量的差異があるにとどまり、質的に異るものではないと主張する。

しかしながら、戒告処分が懲戒処分の一種として国家公務員の場合国家公務員法 八二条およびこれをうけた人事院規則一二一〇に定められ、昇給延伸の法的効果が 伴うのに反し、一般職に属する国家公務員(原告らはそれに該当する。)に対する 訓告については、法律、規則等に明文の規定はなく、職員が職務上の義務に違反し た場合に、その上司が当該職員に対する指揮監督権に基づいて義務違反について注 意を喚起し、将来を戒めるための事実行為にすぎず、制裁的実質を有せず、また何 等の法的効果をも伴わぬ措置であると解すべきである。

でである。 でであるとである。 であるとである。 であるとであるとでは、 ののとは、 ののとに、 ののに、 ののにに関する。 ののにに関する。 ののにに関する。 ののにに関する。 ののにに関する。 ののにに関する。 ののにに関する。

二 原告はまた、訓告によつて職員が何等かの職務上の不利益を受けるものである以上、法律の明文なくしてそのような処分をすることはできないから、訓告が適法に存在すると解するならば、それは法的にも戒告と同視しなければならないと主張する。

(1) しかしながら、訓告処分によつて職員の受ける不利益が法的効果を伴うものでないことは、前段および原判決理由説示のとおりであり、職員の法律上の地位に何等の影響を与えるものではないから、この点の主張も採用できない。

第二 本件減給および戒告処分についての判断

一 原判決理由二の説示は、当裁判所の判断と同一であるからこれを引用する。 (なお、理由第二において原告らというときは、本件減給および戒告処分を受けた 原告Aら八名の原告を指す。)

二 国家公務員に対する懲戒処分はその職員に文書を交付して行わなければならず (人事院規則一二一〇、五条)、およそ行政処分が成立しその効力を発生するに は、その行政処分が表示され、かつ相手方に到達することを必要とするところ、原 告らはいずれも本件懲戒処分の有効な処分書等の交付を欠くと主張するので、この 点について判断する。

まず、原告らに対する処分書等送達の事情についてみるのに、

1 成立に争いのない乙第一一号証の一ないし五によれば、原告G(本件懲戒処分当時の姓はOOであつた。)は、昭和三五年七月一七日、当時の自宅である明石市 〈以下略〉に配達された被告からの配達証明郵便(封書)を受領拒絶したことが明 らかであつて、この点に関する原審および当審における同原告本人尋問の各結果は 信用しない。

2 成立に争いのない乙第一二号証の一ないし六、原審および当審における原告 G本人尋問の各結果によれば、同原告は前同月二〇日明石職安内において、神戸職安内の全労働兵庫県職安支部事務局から明石職安に転送されてきた原告 A 宛の前同郵

便物を、その代理人として受領拒絶したことが明らかである。 そして、成立に争いのない乙第一〇号証、右原告G本人尋問の各結果および原審 における原告A本人尋問の結果によれば、原告Aは昭和二一年から、また原告Gは 昭和二七年からいずれも明石職安に勤務し、かつ共に全労働兵庫県職安支部に所属 していたこと、原告Aはその後同支部明石分会長をしていたが、昭和三四年六月右 支部長に選出された後は、原告Gが右明石分会長に就任し、本件処分時に至つたこ と、当時右組合としては処分撤回斗争の一手段として、郵送されてくる処分書等を 未開封のまま受領を拒絶することを決め、全員これに従つて実行していたこと、原 告Aは本件処分の頃神戸市〈以下略〉に居住していたが、転居届の提出を怠つていたため、被告は同原告が全労働兵庫県職安支部長であつたことから、同原告に対す る処分書等を前記のとおり神戸職安内の右支部事務局に発送したが、右郵便物が同 原告の勤務場所である明石職安へ転送されたこと、明石職安の庶務係員は組合宛の 郵便物であると考えて分会長原告Gの所へ配達員を案内したこと、原告Gは右原告 A宛の郵便物の内容が同原告宛の処分書等であることを知り、前記処分撤回斗争の方針に基づき、明石分会長としての立場から、その受領を拒絶したこと、原告Aと しても、いずれ自分の所へ自分宛の処分書等が郵送されてくることは十分予知して いたことが認められ、右Gの各供述中右認定に反する部分は信用しない。

成立に争いのない乙第一三号証の一ないし四、原審における原告E本人尋問の 結果によると、同原告は、七月一七日自宅に配達された前同の郵便物を受領拒絶し たことが明らかである。

成立に争いのない乙第一五号証の一ないし三によれば、原告Hの肩書自宅を宛 先とする同原告に対する前同の郵便物は、同月一六日不在のため配達できず、また 同月一八日受取人転居先不明の理由で配達されていないことが明らかであり、当審 証人P2の証言および原審における右原告本人尋問の結果によれば、同原告は、当 時肩書自宅に両親と共に居住していたことが認められる。

成立に争いのない乙第一六号証の一ないし三、原審における原告C本人尋問の 結果によれば、同原告の母は、同原告の指示に基づき、同月一六日同原告の自宅に 配達された前同の郵便物を受領拒絶したことが明らかである。

6 成立に争いのない乙第一七号証の一ないし四、原審における原告 D本人尋問の結果によれば、同原告の妻は、同原告の指示に基づき、前同日自宅に配達された前 同の郵便物を受領拒絶したことが明らかである。

成立に争いのない乙第一八号証の一ないし七、原審における原告F本人尋問の 結果によれば、同原告の母は、同原告の指示に基づき、同月一七日自宅に配達され た尼崎職安所長からの配達証明郵便(封書)を受領拒絶したことが明らかである。 8 成立に争いのない乙第一九号証の一、二、原審における原告B本人尋問の結果 によれば、同原告の妻は、同原告の指示に基づき、同月一五日自宅に配達された西

宮安定所長からの配達証明郵便(封書)を受領拒絶したことが明らかである。 そして、前記乙第一〇号証、原審における証人Wの証言および原告A、同Hを除く右原告ら本人尋問の結果によれば、右各郵便物には右原告らに対する処分書等が 入つていたこと、右原告らは右郵便物が配達される直前いずれも自分らに対する本 件処分内容を知悉していて、近く処分書等が原告らに配達されることを予知してお 処分撤回斗争の一手段として郵送された処分書等は未開封で受領拒絶すること を組合から指示されていたこと、被告(但し、原告Fについては尼崎職安所長、原告Bについては西宮職安所長。)発送の右郵便物が配達された頃、その在中書面が 自分宛の処分書等であることを察知したこと、右各郵便物は受領拒絶の結果被告に 返送されたことが認められる。

以上の事実によれば、原告G、同E、同C、同D、同F、同Bに対する各処分 書等は郵便によつて右各原告の自宅に配達されたのであるから、右各原告の了知し 得べき状態におかれたものというべく、自己または家族の受領拒絶にかかわらず、 処分書等は右原告に適法かつ有効に交付されたものと認めるのが相当である。

また、原告Aについても、同原告は自分に対する処分内容および処分書等が送達されることを予知しており、原告Gは組合の指示に従い、原告Aの勤務場所に転送されてきた郵便物を、明石分会長として、同原告の意を体し同原告に代つて受領拒絶したよのである。 絶したものであるから、原告Gが受領拒絶をした時点において、これを了知し得べ き状態におかれ、交付の効力を生じたものというべきである。

しかし、原告Hについては適法に交付されたものと認めることはできない。被告 は、同原告またはその指示を受けた家族が、同原告方に配達された郵便物を受領拒絶する手段として、名宛人が現在居住せず、その転居先も不明である旨虚偽の事実

を配達員に告げたため、右配達員が持ち帰つたのであると主張するが、全証拠によ るも「転居先不明」の符箋が付けられて返戻された事情は全く不明であつて、被告 の右主張は想像の域を出ないものである。したがつて、同原告に処分書等が交付さ れたとはいえないから、同原告に対する本件懲戒処分はその効力を発生しないもの といわなければならない。

四 原告らは、兵庫県商工労働部職業安定課庶務係長Wは、同月一六日、原告らに 対し、本件処分書の送達を取止め、発送済みの処分書等は郵便局から回収し、配達されたときは持参すれば受取る旨通告したのであつて、右は処分書等交付の手続の中止を表明したものであるから、たとえその後原告らに処分書等が配達されたとしても処分書等交付の効力は発生しない。仮に、右W係長に右のような処置をとる権 限がなかつたとしても、相手方に利益を与える処分の如きは、相手方の信頼を保護 し、法的安定をはかるため、有効と解すべきであると主張する。

W係長が原告ら主張の頃原告らに対しその主張のように通告したことは被告の認 めるところであり、原審における証人Wの証言によれば、同人は職業安定課におけ る文書発送事務の責任者であることは認められるが、全証拠によるも、W係長に本 件懲戒処分の成立ないし効力発生を中止させる権限があるとは認められないから、 たとえそれが相手方すなわち原告らに利益を与える処分であつても、本件懲戒処分 の成立ないし効力発生を防げるものではない。よつて、この点に関する主張は理由 がない。

五 そこで、当時の被告事務代理Xが本件懲戒処分を取消ないし撤回したかどうか について判断する。

X課長代理が原告らに対し、同月一八日本件懲戒処分を撤回すると言明し、「確認書」(甲第一号証の一)の自己名下に捺印した経過については、その事実認定の 証拠として、当審における証人W、同X、同P3の各証言を追加し、左記のとおり 補正するほか原判決がその理由四の(一)において認定するとおりであるから、こ

- 原判決二一枚目裏一○行目の「決定していた」の次に「そして、七月一二日労 働省から全労働本部に対し安保改訂反対斗争に参加した組合員に対する全国的な処
- 分内容が発表された」を加える。
  2 同末行目の「されることを察知し、」を「されることおよび」と改める。
  3 二二枚目表二行目の「同月一二日」の次に「労働省の処分発表を知るや、処分 撤回斗争を展開するため」を加える。
- 二三枚目表五行目の「業務の平常を戻す」を「業務を平常に戻す」に改める。
- 二四枚目表末行目の「これは原告」の次に「A、同」を加える。
- 被告は、X課長代理の右意思表示および「確認書」の意味内容は、全労働兵庫 県職安支部に対し、単に本件懲戒処分の撤回をなすべき旨を口約したのにとどま り、原告らに対して本件懲戒処分を取消すまたは撤回する旨の意思表示をしたもの ではないから、本件懲戒処分の効力を失わしめるものではないと主張する。

しかしながら、原告らに対して懲戒権を有するX課長代理が、七月一八日職業安 定課長室において、本件懲戒処分等の撤回要求の団体交渉のため参集した原告Bを 除く原告らおよび数十名の組合員に対し、直接本件懲戒処分を撤回する旨意思表示 をしたものであることは、前段(原判決理由四の(一)の〔4))認定のとおりで あつて、組合役員との間に原告らに対する本件懲戒処分を撤回する旨の口約をしたにとどまるものではない。

被告は、また、右確認書に記載されたAの肩書には「全労働兵庫職安支部長」と 記載されているが、もし、右確認書への調印が本件懲戒処分の効力を失わしめる意 味をもつた行政処分であるとするならば、当然右書面の名宛人が原告らとなつてい なければならない筈であると主張する。

しかし、懲戒処分の取消ないし撤回の方式については何等の定めがないから、そ れが口頭をもつてなされ、また確認書の名宛人の記載を誤つたとしても、取消ない し撤回の意思表示が相手方に確実に到達した限り、瑕疵ある行政処分であるという ことはできない。

被告は、さらに、右確認書作成後W係長と全労働兵庫県職安支部書記長Cとの間 に「破棄方法協議までの事務的措置に関する確認」と題する書面(甲第一号証の 1) が作成されているが、もし右確認書が本件懲戒処分の効力を失わしめるそれ自 体完結した行政処分であるとするならば、右のような書面を作成する必要はなかつ たと主張する。

しかしながら、前記事実認定の各証拠によれば、X課長代理が本件懲戒処分を撤

回する旨表明し、右確認書作成後、同日(七月一八日)午後六時頃から本件懲戒処分撤回に関する爾後の事務的な手続を取決めるため交渉を再開することを約して一旦休憩に入つたが、休憩中X課長代理が心身の疲労を感じて神戸医科大学附属病院に入院したため同人との交渉ができなくなつた。そこで、組合側はW係長と交渉を始め、同夜半に至つてようやくW係長とC書記長との間に右書面を作成し、一応返送された本件懲戒処分の処分書等を密封のうえ被告側で保管しておくことを取決めたことが認められるのであつて、右事実によれば、右書面はX課長代理が本件懲戒処分の撤回を表明した後の事務的手続を定めるための一手段を取決めたものと解されるから、この点の主張も理由がない。

七 次に、本件懲戒処分の右のような撤回が有効かどうかについて判断する。前段(原判決理由四の(一)の(4)末尾)認定のとおり、X課長代理は原告らい対し本件懲戒処分を撤回すると言明し、確認書にも同称の文言が記載されている言葉を本件懲戒処分の効力をその処分時に●なる言葉を本件懲戒処分の効力をその処分時に●なるまずと、すなわち講学上の取消の意味で使用したものであるから、古代懲戒処分の取消が有効かどうかについてみるに、およそ、行政処分は行政の方はないで自由に取消し得るものではなく、当該処分に一定の瑕疵が存する場合にでないては(原告日に対する分が存れて取消し得るものであるところ、本件懲戒処分については(原告日に対する分がない、以下同じ。)、後記のように無効または取消し得べき瑕疵があるとの立証がある、その取消は許されないといわなければならない。この理は、本件懲戒処分の如く、相手方の権利を奪い義務を課するような行政処分であつても同様である。

仮に、右取消を撤回の意義、すなわち懲戒処分の効力を将来に向つてのみ失わせるものと解するとしても、適法かつ有効に成立した行政処分は、処分庁といる、進成立したである。の分析である。であるであるであるである。である。とはできないのが原則よるである。とはできないのが原則よるである。とはできないのである。というである。というである。というではないのは、というではないのは、というではないのは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というでは、というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というである。というできば、大人が表に関する。というでは、大人が表に関する。というできば、大人が表に関する。というできば、大人が表に関する。というできば、大人が表に関する。というできば、大人が表に関する。というできば、大人が表に関する。というでは、一旦ない。

そして、有効かつ無瑕疵の行政処分の撤回が一般に許されるのは、その処分後、公益上その効力を存続せしめ得ない新たな事由が発生した場合に限ると解すととる、本件の場合、前記認定の事実によれば、X課長代理は、処分撤回斗争と混るの数日にわたる執拗かつ激しい大衆団交の結果、組合との紛争をを撤回したの数日にわたる執拗かつ激しに戻すため、やむを告らにとが移を中常認められるのであるであるであるであるにとが認められるのであるであるにといても依然存続しており、その効力を存続せしめである。したがあるといても依然存続しため撤回したものであるがあるであるに、成立に対したのであるがあるがあるといればないのであるがあるであるが多ないのであるがあるに、成立に対し、同日なおないのであるが多にないるの瑕疵が単に取消原因たるに対し、右撤回ののであるの瑕疵が単に対し、同日のとは、成立に対し、方にはなく、当審証人のであるに対し、同日のと推認されるから、第二〇全労働兵庫県職安支部長へに対し、同日のと推認されるからよれば、その頃原告らに対し、同日のと推認されるからよれば、その頃原告らに対し、同日のと推認されるからよれば、その頃原告らに対し有効である。)。

よつて右撤回処分は有効に取消されたものである。)。 なお、原告は、懲戒処分をするかどうか、懲戒処分のうちどれを選択するかは懲戒権者の裁量に任されているから、懲戒処分の取消もまた懲戒権者の裁量に委ねられていると解することは当然であると主張するが、懲戒処分が懲戒権者の自由裁量行為であるからといつて、当然その撤回も自由裁量行為であるとの論理的帰結は導かれず、撤回については別途にその目的、作用、要件を勘案せらるべきものである

したがつて、本件懲戒処分が消滅し、存在しないとの原告らの主張は採用できない。

八 原告は、仮に本件懲戒処分が存在するとしても、重大かつ明白な瑕疵があるから当然に無効であると主張する。

しかし、本件懲戒処分に関する懲戒処分書等が、原告らに有効に交付されたこと、X課長代理の原告らに対する本件懲戒処分の取消ないし撤回の意思表示が本件懲戒処分の効力を失わしめるものでないことはすでに判断したとおりであるから、他に本件懲戒処分が当然無効であることについて主張、立証のない本件にあつては、この点の主張も理由がなく、右請求は棄却すべきである。九、原告はさらに、仮に本件懲戒処分が当然無効ではないとしても、取消されるべ

きものであると主張する。 しかし、原告らが、本件懲戒処分について、国家公務員法九〇条による人事院に 対する審査請求をしていないことは原告らの認めるところであるから、右取消訴訟 については行政事件訴訟特例法二条本文に違反し不適法であるといわなければなら

では行政事件訴訟特例法二条本文に違反し不適法であるといわなければならない。原告らはこの点について、原告らはまず、本件懲戒処分の存在しない。原告らはころの取消原因があることを主張しているものであって、この提とはまず、人事院に対して本件懲戒処分の取消を請求しようと思えば、その前提とにな事実上の不利益を招くことを免れないから、そのような場合には前記審査がいて事実上の不利益を招くことを免れないから、そのような場合には前記審査がいて事実上の不利益を招くことを免れないから、そのような場合には前記審査がいて事実上の不利益を招くことを免れないから、そのような場合には前記審査が、にないことにつき同条但書の正当な事由があるというは、右処分の存在を返出を発すれば足りるから、原告主張の理由はいまだ右条項の正当な事由に表述というべきである。したがつて、本件懲戒処分の取消を求める訴は不適法というべきである。

## 第三 結論

以上の次第であつて、原告Iら本件訓告処分を受けた原告らの各訴を不適法として却下した原判決は正当であるから、右原告らの本件各控訴は理由がなく、原告Hの本件戒告処分の不存在確認請求を認容した原判決もまた正当であるから、同原告に対する被告の控訴も理由がなく、いずれも棄却すべきものであるが、原告Aの本件減給処分および原告Hを除く本件戒告処分を受けた各原告の右戒告処分の各不存在確認請求を認容した原判決は失当であるから、これを取消したうえ、右不存在確認請求および無効確認請求を棄却し、さらに同原告らの右各処分取消の訴は不適法として却下し、民事訴訟法三八四条、三八六条、八九条、九二条、九三条、九五条、九六条を各適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 石崎甚八 上田次郎 弘重一明)